

上松町公告第5号

公 告

下記森林について、森林經營管理法第4条第1項の規定により經營管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた經營管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和3年5月27日

上松町長 大屋



記

- 1 經營管理権集積計画の対象森林  
別紙のとおり
- 2 縦覧場所  
上松町役場産業観光課及び上松町ホームページ
- 3 本公告により、上松町に經營管理権が、森林所有者に經營管理受益権がそれぞれ設定される。